

平成24年8月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年8月17日〔金曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
会長職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	中野 周
"	2 番	日笠山 隆
"	5 番	長田 實美
"	6 番	白河 澄雄
"	7 番	古田 洋美
"	8 番	浦口 幸夫
"	9 番	脇田 峰生
"	10 番	石寺 政和
"	11 番	岩本 延男
"	12 番	下園 茂
"	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 13 番 南 重徳

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農業振興地域計画変更(除外)申請について

議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 あっせんについて

議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第7号 窓口相談(牛糞尿流出問題)についての報告

6. その他

9月行事予定表について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。只今から、平成24年8月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆さん、おはようございます。只今から、8月定例総会を始めさせていただきます。連日、猛暑が続いておりますが、熱中症等には充分注意したいものだと思います。さて、来る22日、23日には、農業委員研修が、南さつま市で行われます。委員の皆様のご参加方よろしくをお願いいたします。また、先日、8月8日には、県農業会議より、佐野事務局長、富松情報担当のお二方が、全国農業新聞、全国農業図書の普及推進のため本市を巡回訪問されております。このことにつきましては、後でご報告いただきたいと思います。それでは、早速、8月定例総会を開催したいと思っております。先日、17日には、現地調査が行われております。調査委員、調査委員長になられました方は、該当項目につきましては、丁寧な説明方よろしくをお願いいたします。なお、本日は、13番委員から叔母の急な葬儀に出席するため、欠席届が出ておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は日高会長をお願いいたします。

議 長 はい、それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
【異議なしの声あり】

議 長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします5番の 長田 委員 と、6番の 白河 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。資料は1ページになります。今月は、所有権移転が3件、賃借権の設定が1件、合計で4件の申請がありました。

先ず、番号1番です。上石寺の土地で、台帳、現況地目、畑・3筆、面積2,183㎡を、全体を22,000円で、5年間賃借しようとするものであります。

番号2番は、池野の土地であります。台帳・現況地目とも畑、2筆、面積1,371㎡を、売買により、所有権移転するものであります。金額は全体で28万円です。

番号3番につきましては、古田の二本松の土地であります。台帳・現況地目とも畑、4筆、面積5,896㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額は、全体で100万円です。

番号4番は、安納のグラウンド周辺の土地であります。台帳・現況地目畑4筆、面積9,219㎡を、親から子への贈与による所有権移転であります。

以上、本件の番号1番から番号4番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

10 番 はい、10番です。先ず、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番、番号2番につきましては、私の担当地区でありますので、調査結果について、ご報告させていただきます。

先ず、番号1番につきましては、8月13日、譲受人立会の下、現地調査を実施いたしました。譲渡人は、92歳と高齢で、後継者もおられない状況です。譲受人は、ウコンを栽培されている方ですが、今回の土地には、安納いもを栽培したいということでした。台帳上は3筆になっておりますが、現況は、1筆であります。

賃貸料は、先程、事務局の語説明にもありましたように、年間22,000円で、5年間の貸借であります。【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、問題は無いものと判断いたします。ご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、番号2番について、ご説明いたします。この土地は、下西、池野のヤマダ電機の上にある土地で、種子島高校の教職員住宅に隣接しております。

11 番 はい、11番です。番号3番につきましては、調査の結果について、報告させていただきます。番号3番の土地の譲渡人は、古田地域に在住の50歳の方であります。譲受人につきましても、同じ古田地域にお住いの、70歳の方であります。8月12日に、双方立会いの下、現地確認を実施してまいりました。申請地は、古田字一位山が畑・3筆、古田字屋久川が畑・1筆で、合計面積は、5,896㎡であります。

字 の3筆につきましては、安納いもを栽培し、字 の3筆につきましては、サトウキビを植えたいとのことでありました。4筆全体を100万円で売買したいとのことでありました。双方確認いたしました。申請に相違はございませんでした。

4 番 (議 長) はい、4番につきましては、私の担当地区でありますので、ご説明させていただきます。8月16日、昨日、現地確認をいたしました。譲渡人と譲受人は、親子関係になります。譲受人につきましては、県立鹿児島農業大学を卒業され、その後、鹿児島の大規模畜産農家の方で研修を積んでおりましたが、2年ほど前に帰島され、後継者となるべく、家業を手伝っているところであります。

譲渡人は、お父さんになりますが、酪農をされておりまして、譲渡する4筆の土地のうち、3筆については、現在、安納いもを栽培し、残りの1筆については、牧草を植えておりました。安納いも植えている3筆については、収穫後は、牧草を植えるとのことでした。親子関係でありまして、無償譲渡であります。申請に相違はありませんでした。以上です。

議長 　ただ今、番号1番から番号4番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆様のご意見を求めます。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号4番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、第2号議案の「農業振興地域計画変更(除外)申請について」を議題といたします。先ず、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、ご説明いたします。2ページをお開きください。議案第2号、「農業振興地域計画変更(除外)について」であります。今月の農業振興地域計画変更は、この「除外」が1件であります。

番号1番は、申請人は、安城御牧の認定農家の方であります。現在は住宅住まいであるため、申請地を求めて自己住宅を建築したいという理由によるものです。この畑は、農業振興地域の農用地区域の外周部に当たりまして、周辺には、住宅も点在しております。また、保全施設もなく、農地の集団化及び効率化に支障をおぼす恐れもないことから、用途変更については、問題はないものと判断しております。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今第2号議案の「農業振興地域計画変更(除外)申請について」の番号1番について、事務局から詳しく説明がありました。なお、これにつきましては、先日、16日に、現地調査が行われておりますので、調査委員長の説明を求めます。

2番 　はい、2番です。先日の16日、木曜日に、私と1番、中野委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の、「農業振興地域計画変更(除外)について」、ご報告いたします。今回は、1件の申請であります。資料は2ページになります。

この案件につきましては、先程事務局のご説明にもありました通り、農振農用地区域ということですが、農用地区域の外周部に当たりまして、隣接には、県道も通っております。農用地区域の中心は、県道を挟んで、海側にありまして、従来の字道がこの県道側に残っている関係で、その角っこが農用地区域として残っているものです。申請地の隣には、申請人のハーベスター用倉庫や他の住宅があり、集落内の農地であります。除外につきましては、他の農地や営農条件に影響を与えるものでもなく、独立した農地であり、問題はないものとの、調査員一同の意見の一致をみております。以上です。

議長 　ただ今、調査委員長の方から第2号議案の「農業振興地域計画変更(除外)申請について」の番号1について、詳しい説明がございましたが、担当委員の方から補足説明があればお願いいたします。

5番 　はい、5番です。1番につきまして、私の方から特に補足説明はありません。ただ今、調査委員長の方から詳しくご説明がありました通りであります。以上です。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から第2号議案の「農業振興地域計画変更(除外)申請について」の番号1につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

3番 　3番。この除外に係る面積は、350㎡ですが、建設する住宅の建築面積はいくらとなっておりますか。また、住宅ですが、車庫とか、倉庫とかの計画はないのですか。

- 2 番 はい、2番。先程、ハーベスター用の車庫はありと説明しましたが、その車庫のすぐ隣が、旧字界の里道となっておりまして、その隣が申請地となっております。申請地の向こう側は、県道が横断しておりまして、里道と県道に挟まれたところであります。
- 5 番 はい、5番です。この申請地は、里道と県道と農免道路に囲まれた独立した一画の土地であります。
- 事務局 建築面積は、83.63㎡であります。
- 3 番 分かりました。ありがとうございます。
- 議長 他に、質疑、ご意見はございませんか。
【異議なしの声あり】
- ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）
- はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1番につきましては、原案どおり承認し、市長に意見を送付いたします。
- 議長 続きまして、第3号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。
今月の「農地法第5条に係る許可申請について」は、1件であります。先ず事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、3ページをお開き下さい。今月の5条申請は、1議案1件であります。
- この場所につきましては、先程の第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の申請地と同じ箇所になります。安城、御牧地区の字、番32の1筆です。地目は、台帳・現況ともに畑であり、面積は350㎡です。申請理由につきましても、第2号議案と同じであります。
- 土地の条件としましては、農業振興地域の農用地区域の農地であるため、除外が必要であり、現在、除外申請中であります。除外終了後に、県農業会議の諮問に諮ろうとするものであります。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から詳しく説明がありました。なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の説明を求めます。
- 2 番 はい、2番です。先日の16日に、現地調査を致しましたので、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」、ご報告いたします。譲受んにつきましては、地域の中核的農家であり、認定農業者であります。ハーベスターを活用した刈取り班を編成しておりまして、地域農業のために頑張っておられる方です。
- 申請の理由につきましては、先程と同じであります。自己住宅を建築したいということです。現在、借家住まいであります。老朽化して雨漏りもしている状況で、先の倉庫に隣接した土地を購入して、住宅を建てたいということです。以上です。
- ただ今、調査委員長の方から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番についてご説明がございましたが、これにつきましては、第2号議案の方で、委員の皆様のご審議をいただきましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。
- 2 番 はい、5番です。一言、付け加えさせていただきます。この申請人のハーベスター収穫受託面積は、30haで、うち本人耕作は6.5haということで、この地区では、本当に中核的な認定農家であります。借家の老朽化が激しいということで、新たに土地を求めて住宅を建築するものであります。以上です。
- 議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

8 番 はい、8番です。こ土地の取得金額はいくらでしょうか。

事務局 この土地の取得金額は、25万円であります。

8 番 はい、分かりました。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。 【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1につきまして、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議 長 続きまして、第4号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。今月の非農地申請は2件であります。これにつきましても先日の16日に、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

2 番 はい、2番です。第4号議案の「非農地証明願いについて」、ご報告いたします。番号1番につきましては、場所は、住吉字 番、同所同字 番及び同所字黒石 番の3筆となっております。場所につきましては、住吉、形之山地区の、 人の建物がありますが、その手前の海側の隣接地であります。申請の理由は、台帳上は田であるが、昭和50年頃から耕作せず、現況は山林となっているというものです。現在、すでに山林となっております、3メートルくらいの木が生い茂りまして、それに蔓等が絡んだ谷間の土地であります。辛うじて海側に昔の石垣が残っているというような状況でした。どう見てもこれは非農地であるという現況でありました。

続きまして、番号2番につきましては、申請の場所は、西之表字 で 公民館から北側に見える土地であります。現況は、山林となっております。耕作道路もあるんですが、家に面して傾斜した里道で、到底、畑として作れるところではありません。現地を調査いたしました。調査員の協議の結果は、申請通り非農地として認めてもよいのではないかとこの意見の一致をみております。

議 長 ただ今、調査委員長の方から「非農地証明願いについて」の番号1番並びに番号2番について、詳しい説明がございました。番号1番につきましては、調査委員長が地区担当委員を兼ねております。番号2番につきましては、地区担当委員の補足説明があればお願いいたします。

1 番 はい、1番です。番号2番につきまして、担当地区委員として、合同調査に立ち会っておりますが、ただ今、調査委員長の方から詳しく説明のあった通りで、追加説明することはありません。

議 長 はい、分かりました。番号2番につきましては、地区担当委員の13番から、葬儀出席のために欠席届が出ております。4ページの申請理由の、昭和52年頃から耕作せず、現況山林であるということと、先ほどの調査委員長のご報告に基づき、ご審議いただきたいと思います。

それでは、ただ今、調査委員長並びに担当委員から「非農地証明願いについて」の番号1番及び番号2番について、詳しいご説明がございました。それでは、審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございおませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議 長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第4号議案「非農地証明願いについて」の番号1番及び番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、それでは、全員賛成ですので、第2号議案の「非農地証明願いについて」は、番号1番及び番号2番につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、第5号議案「あっせんについて(売りたい)」を議題といたします。事務局の説明方をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第5号議案「あっせんについて」ご説明いたします。5ページをお開きください。今月の「あっせん申出」は、「売りたい」という申し出が1件であります。

「売りたい」という申し出の場所は、伊関、 地区にある土地であります。地目は畑・9筆、合計面積、13,383㎡、田・1筆、面積2,217㎡です。但し、田の1筆につきましては、耕作していない状態で、放棄地となっているということであります。この土地を、10a当たり、30万円で、全体では、468万円で売りたいということとあります。場所的には、伊関、 区ですので、地区担当委員の13番・南委員と、場所に近い、7番・古田委員にあっせん方をお願いしたいと思っております。連絡先は、上欄に書いてありますのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、それでは、第5号議案「あっせんについて(売りたい)」の申し出につきましては、地区担当委員の13番・南委員と、場所に近い、7番・古田委員にあっせん方をお願いしたいとのことであります。担当する両委員におかれましては、よろしくお願ひいたします。

7 番
8 番 はい、分かりました。精一杯、あっせんに努めてみたいと思っております。

議 長 それでは、続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。1-1ページをお開きください。第5号議案「農地利
用集積計画」 利用権の設定です。今回は、利用権の設定のみの計画であります。

期間が、平成24年9月1日から平成27年8月31日の3年間、地目・田、8筆、面積3,332㎡、地目・畑、3筆、面積5,071㎡、合計面積8,403㎡、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。

次に、1-2ページをお願いいたします。計画総括表(経営面積等)であります。

まず、1番です。深川の方の田・8筆、3,332㎡を、同じく深川の65歳の担
い手農家が10a当たり10,000円で、3年間借り受けるものです。

次の、2番です。深川の方の畑・3筆、5,071㎡を、同じく深川の65歳の担
い手農家の方が10a当たり10,000円で、3年間借り受けるものです。

内容については、1-3から1-4ページをご覧ください。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局より、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「利用権の設定」について詳しい説明がありました。今回は、「利用権の設定」のみの申請であります。それでは、「利用権の設定」の整理番号1番、整理番号2番につきまして、担当委員から補足説明があればお願いいたします。

14 番 はい、14番です。「利用権の設定」の整理番号1番につきまして、説明させていただきます。

先御ど、事務局からご説明がりましたが、整理番号1番、整理番号2番につきましては、貸人、借人ともに同じ方です。12日に双方確認と現地調査を実施いたしましたので、ご説明いたします。借人は、住吉、深川地区にお住いの、65歳の担
い手農家の方です。さとうきびのハーベスター・グループに属している方
であります。

整理番号1番の田・8筆につきましては、稲を収穫したあとで、藁くずが
あります。

整理番号2番は、畑3筆です。貸人、借り人ともに、整理番号1番と同じ方であり
ます。上の2筆につきましては、サトウキビを作付しておりました。下の1筆につき
ましては、この借人の方は和牛もたくさん飼っておりますので、牧草を植えておりま
した。この貸借につきましては、貸人、借人は親戚関係になります。

利用権を受ける方は最近、多少、体調を崩しているところではありますが、息子さん
が近くに住宅を建て住んでおられて、休日にはよく農作業の手伝いをしてくれると
いうことです。この土地の取得については、機械・労働力から見ても問題はないもの
と判断しております。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、利用権の設定の整理番号1番につきまし
て、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入り
ます。皆様のご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いい
たします。 【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がございました。それでは採決します。利用権の設定の整理番号1番
から2番、の所有権の移転の整理番号1番につきまして、原案どおり決定すること
に賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

全員の賛成でありますので、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取につ
いて」の利用権の設定の整理番号1番から整理番号2番につきまして、原案どおり
決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

全員の賛成でありますので、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取につ
いて」の利用権の設定の整理番号1番から整理番号2番につきましては、原案のと
おり承認し、意見を市長に送付いたします。

議 長 それでは、最後になります、第7号議案、「窓口相談(牛糞尿流出問題)につ
いての報告」に入ります。これにつきましては、7月16日に、農業委員会に相談がござ
いました。その相談を受けて解決に当たるため、7月23日に、農業委員による調停
ということで、2番委員、5番委員、13番委員を仲介委員として指名し、調停にあ
たっていただきました。この度、お互いの歩み寄りにより問題解決となったようで
すので、その経緯につき、仲介主任の5番、長田委員からご報告をお願いいたします。

5 番 はい、5番です。それでは私の方から、この問題の和解仲介を実施いたしましたの
で、その経緯について、ご報告させていただきます。7月23日に、地区に近い担当
委員ということで、私と、2番委員、13番委員の3委員と、局長、局長代理、さら
に申立人、被申立人立会いの下に、現場で話し合いを実施いたしました。

まず、事の発端につきましては、申立人が祭日に局長自宅へ訪ねてまいりまして、
申立人の隣接地の牛糞の堆積場から、申立人の畑を通して牛糞が流れ出て、近くの河
川を経て、遠くは漁港まで流れ着く事件が発生したということです。そこで、申立人
の方から、警察の方に、その原因を調査するよう依頼をしたところ、 番委員の堆
積場が原因ということでありました。

局長は、そのことを受けまして、会長に報告のし、農業委員会としては、「牛糞尿
流出に係る農地汚染問題」として取り上げることになったということで、現場で局長
の説明がありました。

その後、申請人の方から、事情と現状、そして今後の対策、解決策についてどのよ
うにしたいのかお聞きしたところです。

私たちが、現地行った時にはすでに重機も入り、ある程度、整地に係っているところ
でありました。すでに申立人からは、5カ条からなる申立書が提出されておられて
、それに基づきながら、1カ条ごとに双方の意見も聞きながら対応したところで
す。

5カ条といいますのが、まず、第1番目は、汚染を引き起こしたお詫びをしていた
だきたいということでした。第2番目は、牛糞尿については、堆肥舎内で処理して、
他への流出は厳に慎むこと。第3番目は、申立人の畑へ流末を導く導管は元の状態に
直ちに返すこと。第4番目は、万が一の流末流出の不測の事態に備え、自己有地内に
保留池を設け、流出を防止すること、第5番目としては、畑を以前の状態に回復する
こと。この畑はもともと荒れていたわけですが、双方の話し合いにより、元の畑の状
態に返すということです。そして、この5カ条のすべてが改善された場合には、農業
委員会で立会い、完成検査を実施するというものでした。それを持って、今回の事件
の終結としたいということです。

5カ条といいますのが、まず、第1番目は、汚染を引き起こしたお詫びをしていた
だきたいということでした。第2番目は、牛糞尿については、堆肥舎内で処理して、
他への流出は厳に慎むこと。第3番目は、申立人の畑へ流末を導く導管は元の状態に
直ちに返すこと。第4番目は、万が一の流末流出の不測の事態に備え、自己有地内に
保留池を設け、流出を防止すること、第5番目としては、畑を以前の状態に回復する
こと。この畑はもともと荒れていたわけですが、双方の話し合いにより、元の畑の状
態に返すということです。そして、この5カ条のすべてが改善された場合には、農業
委員会で立会い、完成検査を実施するというものでした。それを持って、今回の事件
の終結としたいということです。

先ず、1番目につきましては、被申立人から、現地で申立人にお詫びがなされまし
た。あと、2番、3番、4番、5番については、私も一昨日、現地に出向いて現況調
査いたしました。畑もきれいに整地がなされておりますし、堆肥舎の方も、堆肥を
入れるように整理がされ、準備がなされておりました。さらに、以前、堆肥を積んで
いた箇所は、きれいに擁壁を打って、自分のところから流末が流れないように、重機
により整備がなされておりました。それから、3番目の申立人の農地への導管は、き
れいに撤収され、被申立人の敷地内に引き上げられておりました。以上、申立人の要
望は、申出書にそって、誠実に履行されていたことを報告いたします。また、この申
出書以外の今後のことで、何か問題が生じた場合には、被申立人の責任で対応するこ
とも確認しております。

議 長 今、7月23日の農業委員による調停について、報告があったところです。被申立
人というのが、〇〇番委員のことですが、〇〇番委員の方から、何か意見があれば、
お願いします。

〇〇番 〇〇番です。今回の件につきましては、農業委員会、また、申立人には大変なご迷惑
をおかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。一言、委員の皆様にお詫び申し
上げます。今後、このようなことがないように、充分気を付けていきたいと思いま
す。

議 長 はい、それでは、この件につきましては、私たちも同じ農業委員ということで、こ
の1か月に間に、農家から色々な意見直接聞いております。委員の皆様におかれまし
ても、厳しい意見もあろうかかと思えます。しかし、ただ今、仲介した主任の報告と
〇〇番委員からの真摯なお詫びもあり、紛争の解決のための話し合いの結果も出たよ
うでございます。この件につきましては、報告でありますので、これで終わります。
仲介委員の皆様には、大変ご苦勞様でした。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件につい
て、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 ①事務局から、9月行事予定につきまして、説明。
②全国農業新聞の普及推進目標について
(他、委員の意見はなし)

平成24年8月17日

会 長

日高 仙三



5 番

長田 實美



6 番

白河 澄雄

